

総務企画局情報化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱（18川総シ企第1351号）第1条の規定に基づき、総務企画局情報化推進委員会（以下「情報化推進委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 秘書部秘書課長

(2) シティプロモーション推進室担当課長

(3) 都市政策部企画調整課長

(4) 公共施設総合調整室担当課長

(5) 総務部庶務課長

(6) コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課

(7) デジタル化施策推進室担当課長

(8) 人事部人事課長

(9) 行政改革マネジメント推進室担当課長

(会議等)

第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 局内の情報化施策の推進に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第5条 情報化推進委員会に、局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、総務企画局総務部庶務課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。